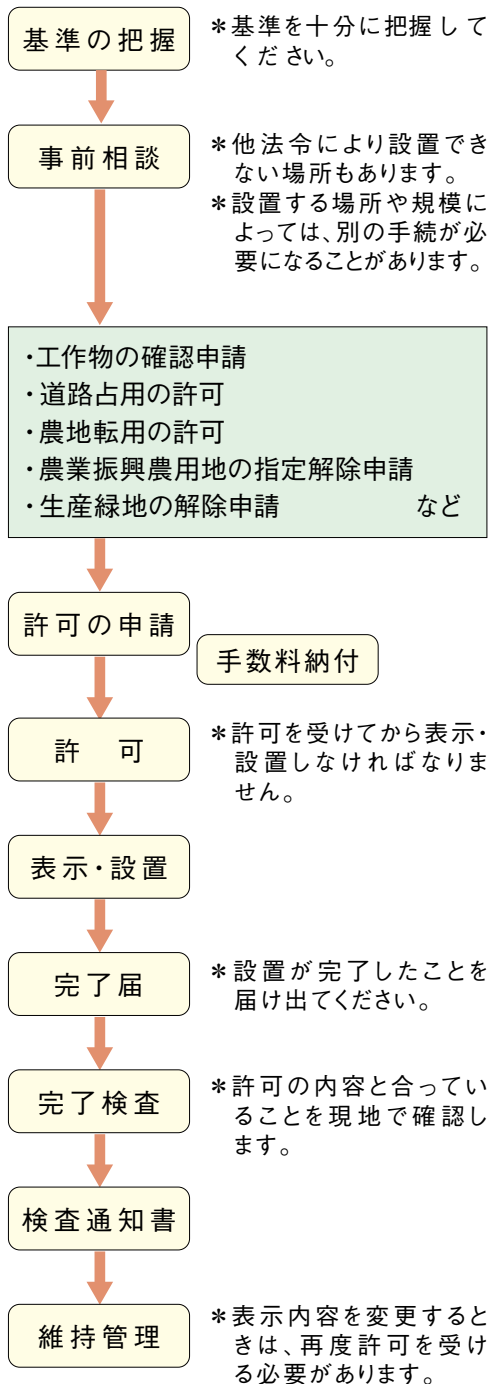


第4部 許可申請の手続

1. 許可申請の手続



2. 許可の期間と許可申請手数料

区 分	許可の期間	許可申請手数料		
		単 位	金 額	
はり紙及びポスター	1か月以内	100枚	500円	
はり札及び電柱	1年以内	1枚	50円	
電車、自動車	1年以内	1台	500円	
建築物の壁面、建築物の上部、広告塔、広告板、アーケード及び工作物（この表に掲げるものを除く。）に表示又は掲出する広告物又は掲出物件	照明なし	3年以内	5㎡単位	1,500円
	照明あり	3年以内	5㎡単位	2,400円
アーチ	照明なし	3年以内	1基	6,000円
	照明あり	3年以内	1基	9,000円
アドバルーン	照明なし	1か月以内	1個	1,000円
	照明あり	1か月以内	1個	1,500円
立看板	紙張・布張	1か月以内	1基	100円
	上記以外	1年以内		
のぼり旗	1か月以内	1本	100円	
標識柱	1年以内	1枚	50円	

第5部 屋外広告物の管理

1. 屋外広告物の管理等

○変更許可（条例第11条）及び継続許可（条例第12条）

許可を受けた広告物の表示内容や形状、位置などに変更を加えるときや、許可期限後に継続して広告物を表示（設置）するときは、許可を受けなければなりません。

○管理義務（条例第13条）

屋外広告物の表示者又は管理者は、点検や補修その他必要な管理を行い、表示（設置）している広告物を良好な状態に保持しなければなりません。

○特定屋外広告物安全管理者（条例第14条）

次の広告物（自己用広告物を除く）を表示（設置）するときは、「屋外広告士」又は「屋外広告物講習会修了者」による管理が必要です。

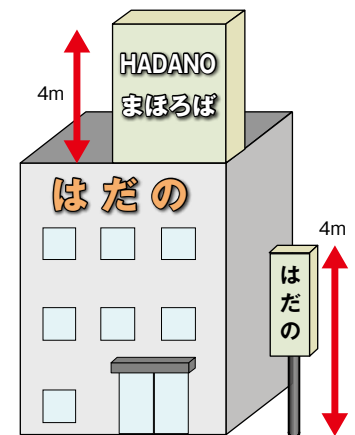
- ①建築物の上部 高さが建築物の上端から4mを超えるもの
- ②広告塔及び広告板 高さが地上4mを超えるもの

*「屋外広告士」 国土交通省に登録された試験機関が行う試験に合格した方。

*「屋外広告物講習会修了者」 都道府県などが開催する講習会を受講し、修了した方。

○除却義務（条例第15条）

許可期限が満了したときや、許可を取り消されたときは、10日以内に除却しなければなりません。



2. 違反広告物への対応

○許可の取消し、措置命令等（条例第17条）

条例や規則に違反した広告物に対しては、許可の取消しや、改修、移転、除却などの措置が命じられることがあります。

○報告及び立入検査（条例第28条）

建物に立ち入り、広告物等を検査したり、報告を求めることがあります。

○罰則（条例第31条、第32条）

条例や規則の違反行為に対しては、罰金刑を科されることがあります。

○簡易除却（屋外広告物法第7条第4項、条例第27条）

電柱などに表示されている違反のはり紙、はり札、立看板等は、秦野市の職員や「違反屋外広告物除却協力員」として委嘱された市民により撤去しています。

3. 屋外広告業に係る手続

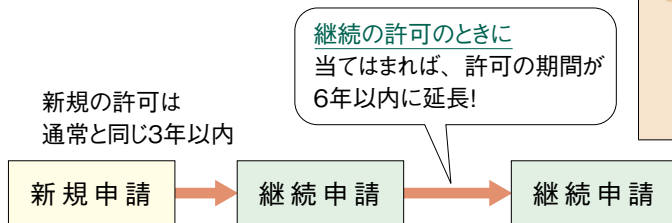
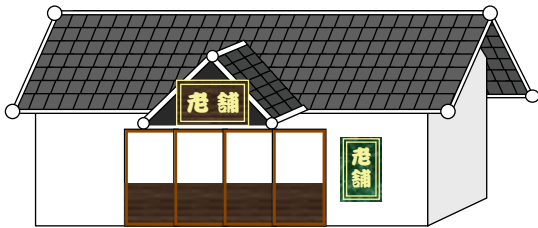
屋外広告業を営む方は、神奈川県屋外広告物条例の規定が適用されます。神奈川県への手続が必要です。

〈窓口〉神奈川県県土整備局 環境共生都市部 都市整備課 電話 045-210-6209

第6部 継続許可に関する特例制度

1. 許可期間の延長

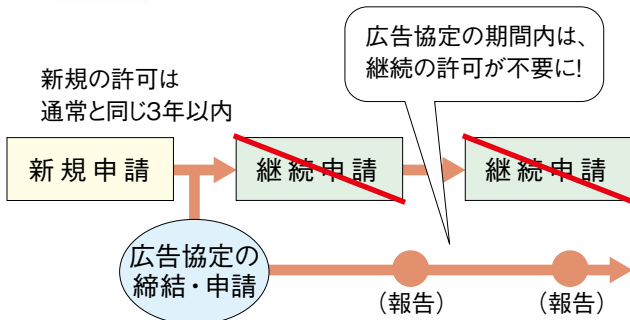
秦野市屋外広告物条例では、景観に配慮した屋外広告物の設置を推進していきます。同一の事業者が設置した同一の事業敷地内すべての広告物が色彩基準に適合している場合、通常「3年以内」とされている許可の期間が継続許可以降は6年を超えない範囲で延長されます。



- 自己用広告物に限定します。(その土地や建物に関係のない内容の広告物は対象となりません。)
- 同一の事業者が複数の広告物を表示又は設置しているときは、それらのすべてが9ページの色彩基準に適合していることが必要です。
- 適切に管理されているものに限定します。(当初の許可期間内の管理状況から判断します。錆び、汚れ、退色などで良好な景観を阻害するおそれのあるものは対象となりません。)

2. 広告協定

良好な景観を形成することを目的とした広告協定を締結することで、その協定の締結期間内は継続の許可が不要となる制度があります。



- 自己用広告物に限定します。(その土地や建物に関係のない内容の広告物は対象となりません。)
- 隣接又は近接する5者以上で、
①屋上の広告物を設置しない
②5ページ～9ページの許可の基準よりも自主的に良好な景観に寄与する基準を定める協定を結んでください。
- 地域区分が同一であることが必要です。特定区域にあてはまる場合は、その特定区域も同一であることが必要です。
- 協定を結ぶ方は、対象となる屋外広告物について、すでに許可を受けていることが必要です。
- 3年ごとに広告物の維持管理の状況について、市への報告が必要です。

第7部 適用除外

日常生活に必要不可欠なものなど、条例の規制を受けない広告物があります。

- 許可が不要（条例第3条の適用除外）
- 禁止地域・禁止物件の規制を受けない（条例第4条・第5条の適用除外）
- 許可の基準が適用されない（条例第7条・第8条第2項の適用除外）

「表示部分の高さが15メートルを超える上部突出広告物（屋上の広告物）」と「水無川特定区域で、表示部分の高さが5メートルを超えるすべての広告物」は、9ページの色彩基準に適合させなければなりません。

色彩基準を守らなければいけないものもあるよ！



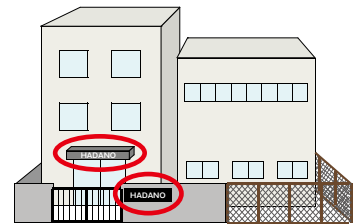
条例第9条 関係

自己の氏名、名称、店名若しくは自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するもの（「自己用広告物」）で、敷地内すべての広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内のもの



自己の管理する土地又は物件を周知するためのもの

一の広告物の表示面積が1平方メートル以下で、地上からの高さが3メートル以下のもの

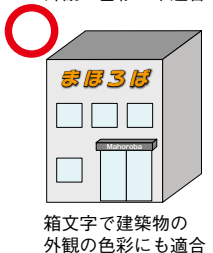
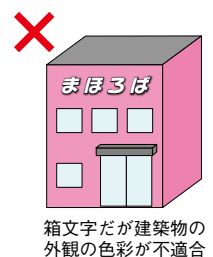
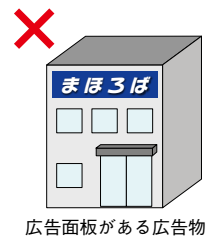


文字又は商標を建築物の壁面に表示又は設置する広告物で、広告面板が無いもの又は壁面に直接表示するもの（箱文字、切り文字など）

【要件】

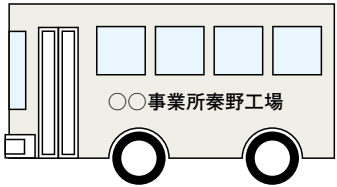
* 建築物の外観の色彩が景観計画に適合しているもの

色相など	市街化区域				市街化調整区域			
	外 壁		屋 根		外 壁		屋 根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
YR~5Y (5Y含む)	—	6以下	7以下	6以下	3以上 8以下	4以下	7以下	4以下
R,5Y~10Y (5Y含まない)	—	3以下	7以下	3以下	3以上 8以下	2以下	7以下	2以下
その他の色相	—	2以下	7以下	2以下	3以上 8以下	1以下	7以下	1以下
無彩色(N)	—	—	7以下	—	3以上 8以下	—	7以下	—



* 一の建築物の一の壁面についての表示面積が基準内のもの
 第3種許可地域…20平方メートル
 又は設置する壁面面積の20パーセント
 第4種許可地域…30平方メートル
 第5種許可地域…30平方メートル
 その他の地域 …10平方メートル

- 許可が不要（条例第3条の適用除外）
- 禁止地域・禁止物件の規制を受けない（条例第4条・第5条の適用除外）
- 許可の基準が適用されない（条例第7条・第8条第2項の適用除外）

条例 第10条 第1項 関係	他の法令の規定により表示又は設置しなければならないもの及び表示又は設置を容認されたもの (例) 道路標識、公職選挙法に基づく広告物、建設業法に基づく工事現場に表示する標識など	
	案内図その他 公衆の利便性 の向上を図る ためのもの	国及び地方公共団体が設置するもの
		災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告知するもの
		案内及び誘導のために自然公園法の特別地域内に設置するもの ② 設置できる要件がありますので、くわしくは市にお問い合わせください。
	祭典その他慣 例的に使用さ れるもの	冠婚葬祭又は祭礼等の年中行事の際に掲出されるもの
地方自治法に規定する地縁による団体が慣例的に掲出するもの		
その他市長が認めるもの		
工事現場の仮囲いその他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの		
電車又は自動 車に表示する 広告物	電車・自動車の車体に所有者の氏名、名称若しくは商標又は所有者の事業若しくは営業の内容を表示するもの (例) 自家用車、社用車、社員送迎用バスなど	
	道路運送車両法の登録による使用の本拠の位置が本市以外にあって、その本拠の位置に適用される屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの	

- 許可が不要（条例第3条の適用除外）
- * 禁止地域・禁止物件の規制、許可の基準は適用されます。

条例 第10条 第2項 関係	営利を目的としないはり紙、はり札その他これらに類するもの	
	公益団体、公共法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので、市長が公益上必要と認めるもの	